

2009年10月8日理事会資料

**「日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」
変更点の概要について**

「日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」、「日本サッカー協会選手契約書（プロ A・B・C）」および「期限付移籍契約書」の変更点の概要は以下の通り。（詳細は別紙参照）

No	項目	現行	変更後	ポイント
1	規則名	プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について	日本サッカー協会 プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 名前の変更 ✓ 「規則」としての位置づけを明確化する。
2	他クラブの選手との交渉／ 他クラブの選手との新たな 契約の締結 <該当条項> 1-8	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラブは選手を獲得したい場合、現クラブに通知し承諾を得なければならない。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原契約満了前6か月間であれば、他のクラブは現クラブへ書面で通知することにより、選手との交渉および新たな契約の締結が可能となる（現クラブからの承諾不要）。 ● 上記に違反したクラブまたは選手には制裁が科される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FIFA規則に合わせる。 ※基本規程に反映済み(第98条)
3	契約更新 -現クラブの専属交渉期間- <該当条項> 1-8	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 12月1日～12月31日は現クラブのみが選手と交渉できる（専属交渉期間）。 ● 12月中に交渉がまとまらない、または、交渉が決裂した場合には、選手は他のクラブと交渉できる。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原契約満了前6か月間であれば、他のクラブは現クラブへ書面で通知することにより、選手との交渉および新たな契約の締結が可能となる（現クラブからの承諾不要）。 ● 上記に違反したクラブまたは選手には制裁が科される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「専属交渉期間」を廃止する。 ※基本規程に反映済み(第98条)
4	契約更新 -契約更新のタイミング- (選手への契約更新の意思 に関する通知／選手との交渉 期間) <該当条項> 1-8	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選手への通知： 11月30日まで ➢ 選手との交渉： 12月31日まで 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約満了日が1/1～1/31の選手の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選手への通知： リーグ戦終了日の5日後まで ➢ 選手との交渉： 12月31日まで ● 契約満了日が上記以外の選手の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選手への通知： 契約満了日の2週間前まで ➢ 選手との交渉： 契約満了日まで <p>※これにかかわらず、上記 No. 2、3 の通り、他のクラブは現クラブへ通知すれば選手との交渉が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「専属交渉期間」の廃止を受け、契約更新に関する手続きを整理した。
5	移籍リスト <該当条項> 1-8 ⑥	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 12月31日までの交渉において、クラブと選手との交渉が決裂し、契約更新しないことになった場合、クラブは選手を移籍リストに掲載する。 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記 (No. 4) の期限内の交渉において、クラブと選手との交渉が決裂し、契約更新しないことになった場合、クラブは選手を移籍リストに掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大枠の変更は無し。 ✓ 前述の契約更新のタイミングの変更に伴い、リストへの掲載のタイミングも修正した。 ✓ リスト掲載から8か月で自動的にリストから抹消されることとした。

No	項目	現行	変更後	ポイント
6	シーズン ＜該当条項＞ 2-1 ⑩	定めなし	【概要】 ● 最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの期間を「シーズン」と定義する （Jクラブの場合：リーグ戦開幕日～天皇杯決勝日）	✓ FIFA 規則に合わせて、「年度」と「シーズン」を区別した。 ※基本規程に反映済み(第 82 の 2 条) ✓ 対象が J リーグ、JFL であることを明記した。
7	選手の移籍回数 ＜該当条項＞ 2-1 ⑩	定めなし（制限なし）	【概要】 ● 1 つの「シーズン」につき、最大 3 チームまで登録可能 （試合の出場は最大 2 チームまで）	✓ FIFA 規則に合わせる。 ※基本規程に反映済み(第 82 の 2 条) ✓ 対象が J リーグ、JFL であることを明記した。
8	カップ戦等における複数のチームでの出場 ＜該当条項＞ 2-1 ⑩	定めなし	【概要】 ● 同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦を除く）あるいはカップ戦において 2 チーム以上で公式試合に出場することはできない。 （例：天皇杯、ヤマザキナビスコカップなど）	✓ FIFA 規則に合わせる。 ※基本規程に反映済み(第 82 の 2 条)
9	登録ウインドーの適用 ＜該当条項＞ 2-1 ⑪	定めなし	【概要】 ● J リーグ、JFL について、選手は年 2 回の移籍を認める期間「登録ウインドー」においてのみ登録が可能 [登録ウインドー] 初回：シーズンの終了後に始まる 12 週間以内の期間 2 回目：シーズン中に設定される 4 週間以内の期間	✓ FIFA 規則に合わせる。 ※基本規程に反映済み(第 82 の 3 条) ✓ 対象が J リーグ、JFL であることを明記した。 ✓ 現状では国内移籍についてはいつでも可能であるが、変更後は、全ての移籍が登録ウインドー期間に限定されるようになる。
10	登録ウインドー適用の例外 ＜該当条項＞ 2-1 ⑫	定めなし	【概要】 ● 以下 3 つの登録ウインドー適用の例外を定める。 1. 直前の登録ウインドーが閉じる前に契約が終了したプロ選手（無職の選手）の場合 2. ゴールキーパー選手で他のゴールキーパーが怪我などにより試合に出場できない場合で所属リーグが認めた場合 3. JFA への登録を伴わない形式により試合に出場できる場合（J リーグにおけるユース選手の第 1 種チームでの出場、特別指定選手制度など）	✓ 登録ウインドー適用の例外を定める。 1. → FIFA 規則同様の例外 2. → ゴールキーパーのポジション特性を考慮した。

No	項目	現行	変更後	ポイント
11	移籍金 (契約満了後の移籍金) ＜該当条項＞ 3-2	【概要】 ● 契約満了後も移籍金が発生 ● 移籍金の金額は「移籍金算出基準」に従って計算される。	【概要】 ● 「移籍金算出基準」を削除する。 ● 契約期間満了後の移籍に関して移籍金は発生しない。	✓ 「移籍金」制度を廃止する。
12	移籍補償金 (契約解除に伴う補償金) ＜該当条項＞ 3-2	【概要】 ● 移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍金その他移籍に伴う補償について合意し、選手も移籍を承諾した場合は移籍を行うことができる。	【概要】 ● 契約の期間満了前に選手が移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍補償金を請求でき、その金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。 ● 上記の合意なしに移籍した場合、違反当事者(クラブまたは選手)には制裁(賠償金/スポーツ上の制裁)が科される。 ● 賠償金の金額は、当該契約において予め規定することができる。	✓ 契約の中途解除に伴う「移籍補償金」について、FIFA 規則同様に規定する。
13	期限付移籍 -期限付移籍の最短期間- ＜該当条項＞ 4-1②(4)	定めなし	【概要】 ● 期限付移籍の最短期間は JFA の定める二つの登録ウインドー間の期間とする。	✓ FIFA 規則に合わせる ※基本規程に反映済み(第 98 の 2 条)
14	期限付移籍 -期限付移籍補償金- ＜該当条項＞ 4-2	【概要】 ● 期限付移籍していたクラブへそのまま完全移籍する場合、「移籍金」は通常のコロの 1/2 の金額となる	左記を削除。	✓ 「移籍金」制度の廃止に合わせ削除する

No	項目	現行	変更後	ポイント
15	トレーニング費用 ＜該当条項＞ 7	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> アマチュアとしてのトレーニングに対する補償金（アマチュア選手がプロ選手として移籍した場合が対象） <p>[トレーニング期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 15歳～22歳（通常の高校1年～大学4年に対応） <p>[金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直前のクラブ(チーム)：30万円×在籍年数 ✓ それ以外のクラブ(チーム)：15万円×在籍年数 	左記同様（変更なし）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「アマチュア選手として施されたトレーニング」に対する補償制度 ✓ 変更なし
16	トレーニングコンペンセーション ＜該当条項＞ 8	定めなし	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロ選手としてのトレーニングに対する補償金（プロ選手がプロ選手として移籍した場合が対象） <p>[トレーニング期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>初めてのプロ契約から当該選手の21歳の1月31日までの期間とする。</u> <p>[請求権]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>当該選手の23歳の1月1日まで（シーズン終了まで）の移籍が対象となる。</u> <p>[金額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移籍先クラブがJ1、J2、JFLのいずれであるかによって異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ J1クラブへ移籍：800万円×在籍年数 ・ J2クラブへ移籍：400万円×在籍年数 ・ JFLクラブへ移籍：100万円×在籍年数 <p>[特記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現クラブに契約更新の意思がない場合は発生しない。 ✓ 契約更新において現報酬の50%未満の金額が提示された場合等は、30万円×在籍年数。 ✓ 育成組織から連続して所属している選手は、育成組織に在籍した期間も算入できるものとする。 ✓ 期限付移籍の場合は期限付移籍元クラブが権利を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「プロ選手として施されたトレーニング」に対する補償制度（新規導入）
17	施行 ＜該当条項＞ 10		<ul style="list-style-type: none"> ● 本年11月1日から施行する。 	
18	日本サッカー協会選手契約書（プロA・B・C）		別添（日本サッカー協会選手契約書）参照	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大枠の変更は無し ※ 「移籍金」制度の廃止に伴い微修正
19	期限付移籍契約書		別添（期限付契約書）参照	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大枠の変更は無し ※ 「移籍金」制度の廃止に伴い微修正

以上